

仕様書

I 概要

- 1 件名 和歌山市勤労者総合センターで使用する電気の需給
- 2 需要場所 和歌山市西汀丁 3 4 番地

II 仕様

- 1 供給電気方式、供給電圧（標準電圧）、計量電圧（標準電圧）、標準周波数、供給方式、発電設備

- | | |
|---------------------|--------------------------|
| (1) 供給電気方式 | 交流 3 相 3 線式 |
| (2) 供給電圧（標準電圧） | 6, 0 0 0 ボルト |
| (3) 計量電圧（標準電圧） | 6, 0 0 0 ボルト |
| (4) 標準周波数 | 6 0 ヘルツ |
| (5) 供給方式 | 1 回線方式 |
| (6) 発電設備 | 非常用自家発電装置 |
| (ア) 定格出力 | 1 5 0 k W A |
| (イ) 台 数 | 1 台 |
| (ウ) 用 途 | 非常用 |
| (エ) 定格電圧 | 三相：2 2 0 V
単相：2 0 0 V |
| (オ) 系統連系の有無 | 無 |
| (カ) アンシラリーサービス料対象容量 | 0 k W |

- 2 契約電力及び予定使用電力量

- (1) 契約電力 別紙のとおり

ただし、実際の取引においては各月の契約電力は、その 1 か月の最大需要電力と前月 1 1 か月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値とする。

- (2) 予定使用電力量 別紙のとおり

- (3) 最大需要電力実績及び使用電力量実績 別紙のとおり

- 3 供給期間

令和 9 年 3 月計量日から令和 1 0 年 3 月計量日前日まで

- 4 電力量等の検針

自動検針装置	有
電力会社の検針方法	自動検針
計量器の構成	電力需給用複合計器

- 5 需給地点

需要場所構内引込口

6 電気工作物の財産分界点

需給地点に同じ

7 保安上の責任分界点

需給地点に同じ

Ⅲ その他

- 1 フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特に有していない。
- 2 非常用自家発電設備 150kVA×1台を有している。
- 3 力率の変動、その他の要因による電気料金の調整及び仕様書に定めのないその他供給条件については、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める電気供給条件（特別高圧・高圧）による。ただし、燃料費調整額については、入札時の基準燃料価格等の算定諸元を契約期間用いることとする。
- 4 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。
 - （1）契約電力及び最大需要電力の単位は、1kWとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - （2）使用電力量の単位は、1kWhとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - （3）力率の単位は、1%とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入する。
 - （4）契約金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）に円未満の端数がある場合は、第3位以下を切り捨てる。
 - （5）料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

令和9年3月から令和10年2月までの契約電力及び電力量（予定）

	使用電力量(kWh)	契約電力 (kW)
令和9年3月	9,927	71
令和9年4月	9,401	
令和9年5月	5,879	
令和9年6月	6,436	
令和9年7月	7,166	
令和9年8月	10,647	
令和9年9月	11,198	
令和9年10月	8,643	
令和9年11月	6,323	
令和9年12月	7,561	
令和10年1月	9,086	
令和10年2月	12,335	
合計	104,602	

※契約電力については、
令和7年度の実績より最
大需要電力の値